

登記が必要となる主な場面一覧 ～株式会社編～

こんなときは登記が
必要です！！

法務局で登記した事項は、登記記録に記録され、「登記事項証明書」という形で誰でも法務局で見ることができます。そのため登記記録は、現在の会社の現況を正しく反映したものである必要があります。以下のような事項に変動があった場合は、決められた期間内に法務局に申請をし、登記記録を書き換える必要があります。

1. 日々の事業活動の場面において

変動事項	登記手続きの名称	登録免許税	登記期間
役員の任期满了	役員の変更	3万円(役員変更の効力が生じた時に資本金の額が1億円以下の会社については1万円)	役員の選任決議の効力発生日から2週間以内
役員の増員、入替え			変動日より2週間以内
役員の辞任、解任、死亡			移転日より2週間以内
代表取締役の住所変更			
会社の本店移転	本店移転	管轄内移転3万円 管轄外移転6万円	実際に移転作業を終了した日(営業は開始していなくてもよい)から2週間以内
会社の事業内容の変更	目的の変更	3万円	定款変更の株主総会決議の効力発生日から2週間以内
会社の名称変更	商号変更	3万円	同上

2. 資金調達の場合において

変動事項	登記手続きの名称	登録免許税	登記期間
増資	募集株式の発行	増加資本 ×1000分の7 (3万円以上)	資本金の増加の効力発生日から2週間以内
	新株予約権の発行	9万円	割当日から2週間以内
新株予約権の行使	新株予約権の行使	増加資本 ×1000分の7 (3万円以上)	行使があった日の属する月の末日から2週間以内
社債の発行	※会社に関する登記は原則不要です		
銀行等からの借入れ	※会社に関する登記は原則不要です		

3. 会社体制の整備の場合において

変動事項	登記手続きの名称	登録免許税	登記期間
取締役会を置く (又は廃止する)	取締役会設置会社の定めの設定等	3万円	定款変更の株主総会決議の効力発生日から2週間以内
監査役を置く (又は廃止する)	監査役設置会社の定めの設定、監査役の就任等	3万円＋ 3万円(1万円)	同上
会計参与を置く (又は廃止する)	会計参与設置会社の定めの設定、監査役の就任等	3万円＋ 3万円(1万円)	同上
種類株式の設計	発行可能種類株式総数及び発行する各種類株式の内容の変更	3万円	同上
減資	資本金の額の減少	3万円	減資の効力発生日から2週間以内

上記の事例に該当する場合でも、登記が不要となる場合や、別の登記が必要となる場合もあります。具体的事案における必要手続についてはお問合せ下さい。

4. 事業展開の場面において

変動事項	登記手続きの名称	登録免許税	登記期間
関連会社や子会社を作る	株式会社の設立	資本金の額×1000分の7 (最低15万円)	設立手続きがすべて終了した日から2週間以内
	合同会社の設立	資本金の額×1000分の7 (最低6万円)	登記期間なし
	一般社団法人の設立	6万円	設立手続きがすべて終了した日から2週間以内
支店を作る	支店設置	本店所在地6万円 支店所在地9000円	本店所在地においては、支店設置日(業務を現実に開始した日)から2週間以内
株式会社から合同会社への変更	組織変更(株式会社を解散し、合同会社を設立)	登録免許税法(以下「税法」)別表第一第24号 (一)ホ、同ソ 参照	計画で定めた効力発生日から2週間以内
他社を吸収する・される	吸収合併	税法別表第一第24号 (一)ハ、同ソ 参照	契約で定めた効力発生日から2週間以内
他社と合併し、新しい会社を作る	新設合併	税法別表第一第24号 (一)ホ、同ソ 参照	手続きの終了日から2週間以内
ある事業を他社に譲渡する・他社のある事業を譲り受ける	事業譲渡 ※会社に関する登記は原則不要		
ある事業を他社に譲渡する・他社のある事業を譲り受ける	吸収分割	税法別表第一第24号 (一)チ、同ネ 参照	契約で定めた効力発生日から2週間以内
ある事業を切り離して新しい会社を作る	新設分割	税法別表第一第24号 (一)ト、同ネ 参照	手続きの終了日から2週間以内
親会社を作る	株式移転 ※子会社側は原則として登記なし	税法別表第一第24号 (一)イ 参照	手続きの終了日から2週間以内
ある会社に親会社になってもらう・ある会社の親会社になる	株式交換 ※子会社側は原則として登記なし	税法別表第一第24号 (一)ニ 参照	契約で定めた効力発生日から2週間以内
株式を他者に譲渡する・譲り受ける	株式譲渡 ※会社に関する登記は原則不要		

5. 会社の整理の場面において

変動事項	登記手続きの名称	登録免許税	登記期間
解散	解散	3万円	解散日から2週間以内
	清算人の選任	9000円	選任から2週間以内
	清算結了	2000円	決算報告の株主総会での承認日より2週間以内
破産	※裁判所の書記官が登記を囑託しますので会社が申請する必要はありません。	非課税(破産法261条)	

※登録免許税はオンライン申請の場合、減税措置があります。

上記の事例に該当する場合でも、登記が不要となる場合や、別の登記が必要となる場合もあります。

具体的事案における必要手続についてはお問合せ下さい。

真法律会計事務所
03-5524-7807